

変更後	現行
<p>農業経営基盤の強化の促進に関する 農業経営基盤の強化の促進に関する</p> <p>基本的な構想 (案)</p>	<p>農業経営基盤の強化の促進に関する 農業経営基盤の強化の促進に関する</p> <p>基本的な構想、 基本的な構想、</p>

第1 農業経営基盤の強化の強化の促進に関する目標

1 略	2 本市の農業構造については、昭和40年代から都市化の進行とともに、農家の兼業化が進み、恒常的勤務による兼業農家が増加した。近年は、首都圏への労働力の流失など、兼業の深化によつて農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農用地の資産的保有傾向が強く、 副業的農家 から規模拡大志向農家への 農用地の権利移動 は顕著な進展をみないまま推移しており、さらにつける傾向が強まつた。	3～6 略	第2 略	[個別経営体] (農業経営の指標) 略	第3 略	第1の6に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる從事者1人当たりの年間農業所得250万円程度を目標とする。 なお、本市における新たに農業経営を営もうとする青年等の主要な農業類型については、第2の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する當農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標の當農類型に準ずるものとする。
1 略	2 本市の農業構造については、昭和40年代から都市化の進行とともに、農家の兼業化が進み、恒常的勤務による兼業農家が増加した。近年は、首都圏への労働力の流失など、兼業の深化によつて農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農用地の資産的保有傾向が強く、 副業的農家 から規模拡大志向農家への 農用地の権利移動 は顕著な進展をみないまま推移しており、さらにつける傾向が強まつた。	3～6 略	第2 略	[個別経営体] (農業経営の指標) 略	第3 略	第1の6に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる從事者1人当たりの年間農業所得250万円程度を目標とする。 なお、本市における新たに農業経営を営もうとする青年等の主要な農業類型については、第2の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する當農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標の當農類型に準ずるものとする。

第1 農業経営基盤の強化の強化の促進に関する目標

1 略	2 本市の農業構造については、昭和40年代から都市化の進行とともに、農家の兼業化が進み、恒常的勤務による兼業農家が増加した。近年は、首都圏への労働力の流失など、兼業の深化によつて農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農用地の資産的保有傾向が強く、 副業的農家 から規模拡大志向農家への 農用地の権利移動 は顕著な進展をみないまま推移しており、さらにつける傾向が強まつた。	3～6 略	第2 略	[個別経営体] (農業経営の指標) 略	第3 略	第1の6に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる從事者1人当たりの年間農業所得250万円程度を目標とする。
-----	---	-------	------	------------------------	------	---

第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本市農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する刻率のかつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。

このため、本基本構想第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に問わらず育成し、主体性と創意工夫を發揮した経営を開拓できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等について、県内の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、相談対応・情報提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、地域毎の受入から定着までのサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

さらに、中小・家族経営、副業的農家などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、円滑な経営継承に向けた支援や地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施する。また、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることはから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

このほか、本市における生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする等の観点から、入作者の確保や農業支援サービス事業者による農作業の受託を促進する。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに就農しようとする青年等に対する研修の実施を積極的に実施するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する認定新規就農者制度の普及及び国等の支援の活用を働きかける。

また、児童・生徒が農業に興味・関心を持てるよう、学校ファームの取組を支援するとともに、農業が県内の高校・大学等における生徒・学生の進路の選択肢になるよう学校教育との連携活動を強化する。

3 關係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、県普及組織及び半走機関（農業系団体、商工系団体）等との緊密な連携をとった支援体制に賛同し、就農相談や農業法人等からの求人情報の収集及び提供、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への情報提供、公益社団法人埼玉県農林公社が実施する青年農業者確保保育成活活動等を推進する。

就農等希望者の受入について、明日の農業担い手育成塾など市町の関係者が連携した体制に入ることも、就農地の情報提供、定着するまでの相談対応等のサポートを行う。

農業会議、農地中間管理機構、市農業委員会は、農業を担う者から農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あつせん等を行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、区域内の明日の農業担い手育成塾や農業協同組合などと連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県及び支援センターに情報提供する。

経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、県及び支援センターに情報提供する。

第5 紹介的かつ安定的な農業経営を当む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他の農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

第4 効率的かつ安定的な農業経営を当む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他の農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を当む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を当む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面積集積についての目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

また、地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を當む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や場所整備等を行い、農地中間管理事業を軸としながら、県、市、市農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯亂の状況を解消し、担い手の農用地の集中化や団地面積の増加を図るよう努める。

なお、担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るために、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図るよう努める。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
<u>5.6 %</u>	

○ 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標農地中間管理事業、農地中間管理機関が行う特例事業等を活用し、効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるもの

1 効率的かつ安定的な農業経営を当む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を當む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面積集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

また、地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を當む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や場所整備等を行い、農地中間管理事業を軸としながら、県、市、市農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯亂の状況を解消し、担い手の農用地の集中化や団地面積の増加を図るよう努める。

なお、担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るために、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図るよう努める。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
<u>50 %</u>	

○ 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標農地中間管理事業、農地中間管理機関が行う特例事業、利用権設定等促進事業等を活用し、効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が

とする。

高まるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的作業（耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 略

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的作業（耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 略

第6 農業経営基礎強化促進事業に関する事項

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに設定することとし、開催に当たっては、市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

(2) 参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

(3) 協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を市産業振興課に設置する。

(4) 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払つてもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地について

第5 農業経営基礎強化促進事業に関する事項

(新設)

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的作業（耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 略

は、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(5) 市は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行わわれているか進捗管理を毎年実施する。

2 具体的な農業経営基盤強化促進事業

本市は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

(削除)

- ① 農地中間管理事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑤ 農地中間管理機構が行う特例事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

(削除)

- ⑦ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑧ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

また、地域の現状に応じた新作物の導入、収益性の高い作目への転換を図り、促進事業を重点的に実施する。

以下、各個別事業ごとに述べる

(削除)

- 1 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

本市は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業

- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
 - ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- これららの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

また、地域の現状に応じた新作物の導入、収益性の高い作目への転換を図り、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

以下、各個別事業ごとに述べる

- 1 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後ににおいて備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めることによる。
- ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。
- （ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- （イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- （ウ）その者が農業によつて自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- （エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壯年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、當時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
- （オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農用地施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借によ

る権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合（農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項）又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構（公益社団法人埼玉県農林公社）又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 賃借権又は使用賃借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 本市への権約書の提出や本市との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行いうと見込まれること。
ウ その者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イ

からチまでに掲げる者に限る。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にいかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後ににおいて備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等をする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構（公益社団法人埼玉県農林公社）を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経當第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるとときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可

の基準に従つて許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、
開発行為の許可基準に従つて許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るために必要があると認めるとときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。
この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集團化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるとときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び管農指導事業においてその組合員の行う作付地の集團化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用

集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ④ ②又は③に定める申出を行う場合において、(4) の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出する場合は、現に設定（又は移転）されている利用権の存續期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5) の①の規定による農業委員会からの要請があつた場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5) の②又は③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があつた場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整つたときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1) に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

- 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
なお、⑥のウに掲げる事項については、(1) の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。
- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 ((1) の④に定める者である場合には、賃借権又は使用賃借による権利の設定に限る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（1）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃借権又は使用賃借による権利の設定を受けた後ににおいて、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借又は使用賃借の解除をする旨の条件
- イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2第1項で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借金又は使用賃借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
- ウ その者が、賃借権又は使用賃借を解除し撤退した場合の混亂を防止するための次に掲げる事項
- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時ににおける違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（8）同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7) の②に規定する土地ごとに(7) の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用賃借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。
ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

（9）公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5) の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7) の①から⑥までに掲げる事項を公告する。

（10）公告の効果

本市が(9) の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによつて利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（11）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行わられた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者的一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあつた農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用賃借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるととき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用賃借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
ア (9)の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによりこれららの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を真正に利用しないと認められるともかくわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用賃借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用賃借による権利の設定に係る部分を取

消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を公告する。

④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用賃借は解除されたものとみなす。

1 農地中間管理事業に関する事項

(1) ~ (2) 略

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) ~ (5) 略

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け農用地の利用の集積を行う農業経営を當む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受け農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を當む法人を除き、農業経営を當む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

②~④ 略

(7) ~ (8) 略

2 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

(1) ~ (2) 略

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) ~ (5) 略

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け農用地の利用の集積を行なう農業経営を當む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受け農用地の利用の集積を行なう団体（農業経営を當む法人を除き、農業経営を當む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 9 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

②~④ 略

(7) ~ (8) 略

3 農業協同組合が行う農作業の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) ~ (2) 略

(3) 地域計画との整合

地域計画の実現にあたっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業委託料金の情報提供の推進や、農作業事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受託を推進するための環境の整備を図る。

(削除)

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) ~ (2) 略

(新設)

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつか円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研究、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムの整備を図る。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
第1の6 (2) に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。
(1) 略

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
第1の6 (2) に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。
(1) 略

<p>(2) ア 略</p>	<p>就農初期段階の地域全体でのサポート 新規就農者が地域内で孤立することのないよう、<u>地域計画</u>の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。 そのために、市内農業団体への参加を促すなど、市内農業者との交流の機会を設ける。 また、農産物直売所への出荷のため、アドバイスを行うなどして、農産物の販路の確保を支援する。</p>	<p>ウ 略 エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導</p>	<p>青年等が就農する地域の<u>地域計画</u>との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。</p>	<p>(3) 関係機関等の役割分担 就農に向けた情報提供及び就農相談については農林振興センター、技術や経営ノウハウについての習得については埼玉県農業大学校、就農後の当農指導等フォローアップについては農林振興センター、農業協同組合、地域指導農家、<u>農用地</u>の確保については農業委員会、農地中間管理機構（公益社団法人埼玉県農林公社）など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進めること。</p>
<p>5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項</p>				
<p>(1) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条 <u>の規定により農地中間管理機構に指定された公益社団法人埼玉県農林公社は、</u> <u>(新設)</u></p>				

農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する事業を行う。

ア 農用地等を買い入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業

イ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業

ウ 法第12条第1項の認定に係る農業經營改善計画に従つて設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

エ アに掲げる事業により買い入れた農用地等を利用して行う新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

(2) 市が定める地域計画の区域において特例事業を実施する場合には、当該地域計画の達成に資することとなるように実施する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するため必要なその他の関連施策との連携本市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア～エ 略

(2) 略

7 その他

(1) 略

6 その他

(1) 略

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するため必要なその他の関連施策との連携本市は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア～エ 略

(2) 略

附 則

- 1 この基本構想は、令和5年月日から施行する。
- 2 利用権設定等促進事業については、令和7年3月31日（その日までに地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、この公告日の前日）までの間、なお従前の例により、新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとする。

（削除）

別紙1 第5の1 (1) ⑥関係

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・ 法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農用地施設用地（開発して農用地施設用地とすることが適当

な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行いう農事組合法人(農業生産法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養育の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2(第5の1(2)関係)

(削除)

1 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）

1 存続期間は、3年・6年・10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行いう場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において耕種を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年・6年・10年とすることが相当ないと認められる場合には、これと異なる存続期間とすることができる。

2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。

3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。

② 借賃の算定基準

1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。

2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。

3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。

4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によつて算定される額に相当するよう定めるものとする。

(3) 借賃の支払方法

1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。

2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。

3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。

(4) 有益費の償還

1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等/促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。

2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等/促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還

する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時ににおける当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないとときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）

I の①と同じ。

② 借賃の算定基準

1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。

2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の賃借の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。

3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の③と同じ。

③ 借賃の支払方法

I の③と同じ。

④ 有益費の償還

Iの④と同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間

Iの①と同じ。

② 損益の算定基準

1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。

2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

③ 損益の決済方法

Iの③と同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。

④ 有益費の償還

Iの④と同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準

土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引）その他特殊な事

情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。

② 対価の支払方法

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所
有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合
等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者
の住所に持参して支払うものとする。

③ 所有権の移転の時期

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対
価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める
所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに對価の全
部の支払いが行われないとときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集
積計画に基づく法律關係は失効するものとする。